

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 合同会社 Shinoda Planning が開設するボヌール訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う

訪問看護・介護予防訪問看護の事業は、ステーションの看護師が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められる

ための在宅療養生活の充実に向けて支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め総合的な支援を心がける。
- 3 意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1）名 称 ボヌール訪問看護ステーション
- 2）所在地 山口県周南市新清光台 3 丁目 4 - 2 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1）管理者 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2) 看護師 4 名（含管理者、常勤 2 名・非常勤 2 名）理学療法士 1 名（常勤）作業療法士 1 名（常勤）

（1）利用者の心身の状態、日常生活状況及び希望を踏まえてサービスの内容を記載し、訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成し、利用者、そのご家族に説明し、その計画書を交付する。

（2）利用者の状態の変化やサービスの意向を把握し、サービス担当者会議への出席、関係機関との情報の共有を図り、訪問看護（介護予防訪問看護）計画を変更する。

（3）訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づきサービスを提供する。

（4）看護師・理学療法士・作業療法士で利用者の情報を伝達し、内容の把握をする。

（5）技術、知識の向上の為に必要な研修に参加する。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

2) 休業日：土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）とする。

3) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

利用者又は家族からの緊急連絡相談は

（1）営業時間内の場合—事業所電話での受付とし、担当職員が不在の場合は担当職員の携帯電話に連絡する。

（2）営業時間外の場合—担当職員の携帯電話で受け付ける。

(サービスの提供方法)

第6条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供方法は次のとおりとする。

利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを実施する。

1) 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問看護指示書の交付を求める。

また、利用者に主治医がない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター地区医師会などの関係機関と調整し対応する。

2) 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護 指示書の交付を受ける。

(サービスの内容)

第7条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの内容は次のとおりとする。

- 1) 病状、傷害の観察、健康相談（血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- 2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- 3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- 4) リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練）
- 5) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- 6) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- 7) その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談）

(利用料その他費用の額)

第8条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載してある負担割合を乗じた額とする。

2 第12条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
- 2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 350円
- 3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円
- 4) 10キロメートル以上超えた場合は、1キロメートルあたり 50円加算
- 5) 駐車場がなく有料駐車場に止めなければならない場合の駐車料金は、実費となる。その他、電車・船
有料道路を使用した場合も実費が発生する。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合は、中山間地域等特別提供加算の算定により徴収する。

3 正当な理由がなく訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

- 1) 利用日の前日17時までの連絡があった場合、無料
- 2) 利用日の当日に連絡があった場合、基本料金の10%
- 3) 連絡がなかった場合、基本料金の100%

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変や

緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い

指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等

の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに

必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては

地域包括支援センター）、市町村及び山口県等に報告するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために

必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出

若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力する。

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査

に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従

い必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、周南市（旧徳山市・旧熊毛町・旧新南陽市）・下松市・光市・岩国市一部（旧玖珂町・旧周東町一部）・熊毛郡田布施町・柳井市（阿月・伊保庄・平郡・旧大畠・日積を除く）の区域とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た個人情報については、担当医師との連絡、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護専門員と事業者との連絡調整において必要な場合、および国民健康保険連合会または社会保険診療報酬支払基金に介護報酬請求のために使用する。

3 個人情報の保存方法と保存期間及び廃棄処分については適用される法律のもとに対応いたします。

(秘密の保持)

第 14 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に於いても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

第 15 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に実施

2) 継続研修 年 5 回以上

4月 接遇・苦情対応

5月 災害対策

6・10月 感染対策

3・9月 事例検討

(その他)

第 16 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、合同会社 Shinoda Planning と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

以下余白